

令和7年度 第3回 「アレコレ住まいのかたり場」 座談会が開催されました！

【日 時】 令和8年3月7日(土) 10:00~12:00

【場 所】 天領校区コミュニティセンター

【参加者】 天領校区まちづくり協議会のみなさん 22名

【講 師】 一般社団法人 全国古民家再生協会 井上静夫 氏
一般社団法人 住教育推進機構 山城京子 氏

【内 容】 今回は四班に分かれ、2つのお題に沿って座談会を行いました。



お題① 隣の家が空き家になったらどうする？

(意見)

○怖い・・・！ 勝手に人が入っていたり、
火災のときに心配。

○事前に話すにしても、デリケートなことで話しづらい。
何か問題があってからでないと動けない。

○地主さんの連絡先がわからない場合もあるし、わかったとしても自分から言いづらい。

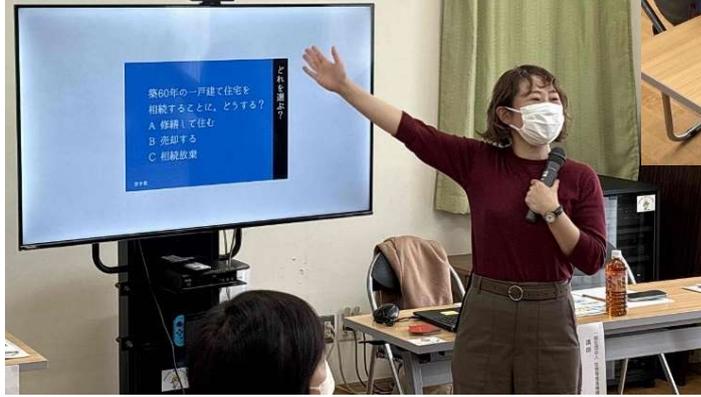
⇒危険性がありそうな場合は、市から適正管理の依頼文を出すこともあります。

⇒事前に連絡先が分かっていると安心感があったり、コミュニケーションがとれていると近所で
協力しあえるなど、地域の交流があることが大事ですね。

○空き家の状態が良いのならば、地域での活用も考えられるのでは。

○古くてボロボロな家なら、解体費が問題になってくる。





お題② 築60年の一戸建て住宅を相続することに。どうする？
A.修繕して住む B.売却 C.相続放棄

(意見)

○貸すとなると大変なので、売却かなあ。

- ⇒立地条件や家のメンテナンス状態によっても、売却できるかどうかが変わってきます。
- ⇒最近では建設費が高騰しローンが通らないなど、新築が難しくなっています。中古住宅を活用する例も増えています。
- ⇒まずは不動産事業者さんに相談して、土地や家の価値を事前に把握しておきましょう。

○相続放棄をしたら、他の親族にどんどん移っていくと聞いて考え直しているところです。

○家のことだけでなく、介護のことも含めて家族と話しておきたかった。そんな折、息子が新築するタイミングで自分から話しかけてくれたのは嬉しかった。

⇒家族で家のことを話し合える「エンディングノート」をぜひ活用してみてください！



<空き家・空き地相談窓口より>

- 令和6年4月1日より、相続登記の義務化が始まっています。まだの場合は、令和9年3月31日までにお済ませください。
- 令和8年4月1日からは、所有者住所等の変更も義務化されます。

◎企業出前講座「自宅や実家の将来のことを考えよう」も、ぜひご利用ください。